

のほかにお願ひをいたします。

一 副議長(渡井明君) これより質疑を終わります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一 副議長(渡井明君) ふたつ質疑を終結いたします。おはかりをいたします。議案第百一号は東栗通に決するに
由異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一 副議長(渡井明君) 由異議なしと認めます。さうで議案第百一号は東栗通に可決いたしました。

一 副議長(渡井明君) 日程第四号算外義務買収について議案第百二号を議題にいたします。事務局長をして議案の朗読をさせます。

(町田議会議務局長朗読)(省略)

一 副議長(渡井明君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役藤崎俊夫君発壇)

一 助役(藤崎俊夫君) 議案第百二号算外義務買収について説明申し上げます。従揚子舎り建設につきましては議員各位の絶大な協力によりまして設計も最終の段階にたちまじまして、過日予算建設特別委員会に利用されたことを詳細に町審議をさせたいわけですが、その詳細については八百九十五坪の合とすることになりまして、その敷地措置等も過日議務委員会に町建設申請をしまして、本日町長府に申し込まれた予算建設事業について、その資料にもおありするように入経費が一億六千四百万円をもちて実施いたします。

という最終の針取のあたわけをふまえます。その
に予算措置の滞りなくある経費、又追加予算に針と
るに、つきます。経費の二つを除いた後、現場資金、建設
事業実施のための予算外義務負担を正式に、この
議案に、即議決を、ふまえるという、こと、本案を提
出したわけを、ふまえます。お手紙と、つきます。新年度、国
政事業について、申し上げたいと存じます。この事業費
は一億六千四百万円を、ふまえて、この内訳は、建設
工事費一億六千五百五十万円、これは先程申し上げた
八百九十五万円、坪当り十三万円を、剰余の数字を、ふ
まえます。それから設計管理費四百万円、この委託費
として、三百五十万円、現場監督技士の給料を、九万円、五
十万円という事になって、つきます。それから、この、備品費、及



雑費として、坪当り一万円を見込まずして、九百万円
その、用地費、の、即決の、ように、三千坪の、土地買収
費二千五百五十万円、するに、実施滞り、用地買収積
載費の、三百万円、今後の、家屋の、移転等、四百万円、以
この内訳に、なつて、つきます。それから、この、一億六千
四百万円の、財源措置、を、ふまえる、この、事、です、か、
予算措置、の、つきます、つきます、額は、千八百五十万円、を
ふまえて、これは、三十五年、更に、四百五十万円、を、決算、と
支出、滞り、なつて、つきます、か、三十五年、更に、は、積立金
として、四百八十万円、を、即議決、を、ふまえる、この、三
十五年、更に、用地買収費、として、九百万円、を、即議決、
を、ふまえる、この、わけ、を、ふまえます。それから、起債の
見込、額は、まだ、額は、確定、数字、を、ふまえて、ふまえる、か、一

約四千万円を予定してあります。三十七年度の七百五十万円は不足するものの年度末に収まるやうなわけでありまして、三十八年度、三十九年度の起債見込額を千五百五十万円と見込んでおります。そのほか追加予算見込額、これは今後自己財源でやらなければならぬ額でござります。千五百五十万円でございます。年度別に申し上げますと、三十八年度の追加分今年を含め、千三百五十万円、三十八年度は三千三百万円、三十九年度の三千万円と予定してあります。財産処分売却金三千万円としまして、取り子のみ、これは一初と場売却金としまして、行合建設費に充当したいという考えから起債と合せ計としておこなう予定です。さう次に年度末、各年度の措置の財源につきまして、三十七年度は三千八百万円を財源措置

とし、予算の計上消算額は約九百万円、又前年度の積立金の繰り上げにさうして四百八十万円は繰入のうへに繰り上げ、繰入の七百五十万円、追加予算見込額千三百五十万円、本年度に繰り上げを自己財源とすべく措置しなげばならぬわけでございます。また追加予算で千五百五十万円を計上してあります。そのほか三十九年度は千五百五十万円、自己財源として計上しなげばならぬ額が三千万円、起債見込額千五百五十万円、財産処分売却金三千万円、合計千五百五十万円、これも予算外義務費になるわけでございます。議案を御覧いただきますと、予算外義務費の



してまいりておぼやかしう思ふ。又予算関係の内容
 を斗ますと、一般財政に及ぶ影響の非常に大きく、この点
 はどうしように処理していかうことと云ふ所です。
 すなわち、予算措置上において今後どうした割
 り及びり予算の立て方というもので、予算建設
 のために一般の町税を行なう必要ならぬとい
 うこと、町民の要望の大きかつたこと、問題の他に
 も相当あるのではないか。私はどうも懸念す
 るわけだ。その点をどうしように処理していかうか
 御伺ひをします。次に幾度か分りたう問題
 云々云々です。これはいつ頃処分するかどうか、処分
 すべきであった場合は三千万円というものが、恐ら
 く年次計画より大きき負担になつてくる、さういふ



時の解決策はさういふふうになつてゐる。衣と
 もいふところ限り協力してします。同時に町民
 の要望にもこれと云ふべきわけの立場も理解
 して進まなければならぬといふ点も、慎重に
 審議したいと云ふ事です。以上の点について町会并
 願ひたいと思ひます。

一町長・瀬田清蔵君　この予算案議員より非常に重要
 な事項であつたことと云ふ事です。申してやるま
 にも、よく予算建設に對しては、大なり慎重に
 考えさせました。現情をどうにもならぬといふ
 ことは議会側におきましては、算してくる。さう
 と思つて、従つて町行政面、いわゆるサービス
 町の行政としていくという観点から、現行案では

せまわらわすふぶいせしつゝふ一つく数字を
しつて町答弁することばふきまさんかう今後町の
伸び方をあえ合せて、樂觀的な面はもつて切りま
せんか一般行政面に于いてふきまの不利をさす
さくしてやつてふきまといふ事ふぶいせす。

一、二番山下幸三君　さうしますと、さうした計画は立てて切
らなといふことふすか一億三千万といふ数字は今後
の一般財源に相当支障を期すといふ事は町長に申
してしまつて切らわすふきまのさういふわいり中
に切らまも三十七年度の基準財源としてしま
三十八年度、三十九年度一般財源の大よさう割りふり
みいりわすすからわいり議合人としてしまも一般
町民に説明する場合、さうした事は明確にして

してわいり町民にすし説明のふき、又面心しまつた
わいりといふ事ふぶいせす。今後進めといふこと
ふき、この基準財源計画のふき、切らわすふき
か、さくとも行政執行より立場のさういふ位の計画
は立てて切らわすふき、さういふと思つてふき、さういふ
もう一度切願ひをさす。

一、町長、瀬田清蔵君　さく、さういふ町提案申しと切らわす
金建設計画、千四百万にすし、今後予算措置ふす
み、大体に切らわすこの程度はやつていけるといふ見通し
さ、切らわすふき、さういふ、従つてさういふ年度末に数
字を切指すふき、各年度毎に数字にすしては
先程申しと切らわすさ、さういふ、さういふさういふ
さ、さういふ。

二三番(山下幸三君) おふさ国、都あるいは市町村の当初予算
の敷原というものは、財政規模のあり方のうち斗いば不面
定な点もあると思ひます。さうした三十年度の基
準敷原を基礎とする計更かゝるべきでないといふこと
は、私も町民に説明するに困ると同時に国や都に
おいても敷原の裏付けというものは困るであらうと思ひ
思ひます。その点私も十分納得がきさうな説明
は是非お願いしたいと思ひます。

(助役(篠崎俊夫君) 庁舎建設は止むに止むべきありあ
らといふことは私も申してやるまでもないところであらう
ますが、このための敷原措置につぎましては、税金も毎
年ふえまわります。この程度は大丈夫かといふことな
らう。東を町提出申して下さる次第であらうか、国に



所得倍増計画に準じまして都府企望にのきまして、
三十三年度を基準年度として四十五年までいかに予想を
してゆきますのか、三十二年を基準として個人所得が
三十三、五倍といふことであらうか。さういふことなら福
生町にのきまして四十五年度を待たずに税金が二億に上
ることとは、固いことであらうか。昭和三十一年度におき
ましては三十四年度に比べまして税金は〇・七倍しかあ
りません。残念ながら三十五年にのきましては全国平均
町村平均二・三倍と福生町は二倍とある、〇・七倍しかあ
りません。三十三年度にのきましては、これはううであらうか。前
年度に比較して二・八倍といふことを伸びさせたいわけ
であらうか。税金も三十三年度にのきまして一億を突破し
て、一億六千五百万といふことになり、これに依り三十五年度に

